

## 厚生労働省による地方単独事業の分析の課題

厚生労働省の「総務省調査による「社会保障関係の地方単独事業」の分析」(未定稿)は、具体的な事業のあてはめ等について課題があり、今後の協議を通じて解決される必要がある。

	厚生労働省の「分析」の課題(例)	地方六団体の考え
法令上の規定	<p>「法令上の規定」なしとしているもの(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保育所(公立・私立)の職員加配・人件費の上乗せ・保育料軽減</li> <li>○乳幼児医療費助成</li> <li>○国民健康保険の一般会計繰入れ</li> </ul>	<p>○市町村が、児童福祉法で義務づけられた保育の実施責任を果たす際、国の制度に基づいた給付では保育の実施に支障が生じるために実施しているものであり、現行制度上必要不可欠。</p> <p>○地方が、医療保険における乳幼児(就学前)の自己負担(2割)が高齢者(1割)と比較してバランスを欠くため、少子化社会対策基本法の規定に基づき全国的に実施しているものであり、現行制度上必要不可欠。</p> <p>○市町村が、国民健康保険法で義務づけられた国民健康保険の運営を行う際、その構造的な問題(高齢者や低所得者が多い)のため、多額の負担により制度を維持せざるをえないものであり、現行制度上必要不可欠。</p>
給付	<p>「給付」に該当しないとしているもの(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公立病院等の保険収入外の繰入</li> <li>○保健所、保健センター</li> </ul>	<p>○地方が、地方公営企業法に基づき、地域医療の維持のために負担しており、地方が提供する医療(現物)として「給付」に該当。</p> <p>○保健師の人員費は、地方が提供する健康指導等(現物)として「給付」に該当(保育士、児童福祉司等サービス提供に従事する職員の人員費も同様)。</p>
社会保障	<p>「社会保障」に該当しないとしているもの(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○準要保護児童生徒援助・給食援助</li> </ul>	<p>○児童生徒に対する給付であり、幼稚園関係費と同様、「社会保障」に該当(幼稚園関係費は、厚生労働省の「分析」でも社会保障と位置づけ)。</p>

## 各保険者の比較

	市町村国保	協会けんぽ	組合健保	共済組合	後期高齢者医療制度
保険者数 (平成22年3月末)	1,723	1	1,473	83	47
加入者数 (平成22年3月末)	3,566万人 (2,033万世帯)	3,483万人 被保険者1,952万人 被扶養者1,531万人	2,995万人 被保険者1,572万人 被扶養者1,423万人	912万人 被保険者447万人 被扶養者465万人	1,389万人
加入者平均年齢 (平成21年度)	49.5歳	36.2歳	33.9歳	33.4歳	81.9歳
65～74歳の割合	<b>31.4%</b> (平成21年度)	4.8% (平成21年度速報値)	<b>2.6%</b> (平成21年度速報値)	2.6% (医療費の動向)	3.2% (H21年報)
加入者一人当たり医療費 (平成21年度)(※1)	<b>29.0万円</b>	15.2万円	<b>13.3万円</b>	13.5万円	88.2万円
加入者一人当たり平均所得(※2) (平成21年度)	<b>91万円</b> 一世帯あたり 158万円	139万円 一世帯あたり(※3) 245万円	<b>195万円</b> 一世帯当たり(※3) 370万円	236万円 一世帯当たり(※3) 479万円	80万円 (平成22年度)
加入者一人当たり平均保険料 (平成21年度)(※4) 〈事業主負担込〉	8.3万円 一世帯あたり 14.7万円	8.6万円<17.1万円> 被保険者一人あたり 15.2万円<30.3万円>	9.0万円<20.0万円> 被保険者一人あたり 16.9万円<37.6万円>	11.0万円<22.0万円> 被保険者一人あたり 22.4万円<44.8万円>	6.3万円
保険料負担率(※5)	<b>9.1%</b>	6.2%	<b>4.6%</b>	4.7%	7.9%
公費負担 (定率分のみ)	給付費等の50%	給付費等の16.4% (※6)	財政窮迫組合に対する 定額補助	なし	給付費等の約50%
公費負担額(※7) (平成23年度予算ベース)	3兆4,411億円	1兆1,108億円	18億円		5兆8,006億円

(※1) 加入者一人当たり医療費について、協会けんぽ及び組合健保については速報値である。また共済組合は審査支払機関における審査分の医療費(療養費等を含まない)である。

(※2) 総所得金額等(収入総額から必要経費や給与所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの)を指す。

市町村国保及び後期高齢者医療制度においては、「総所得金額及び山林所得金額」に「雑所得の繰越控除額」と「分離譲渡所得金額」をくわえたもの。市町村国保は「国民健康保険実態調査」、後期は「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」による。

協会けんぽ、組合健保、共済組合については「加入者一人あたり保険料の賦課対象となる額」(標準報酬総額を加入者数で割ったもの)から給与所得控除に相当する額を除いた参考値である。

(※3) 被保険者一人あたりの金額を表す。

(※4) 加入者一人当たり保険料額は、市町村国保・後期高齢者医療制度は現年分保険料調定額、被用者保険は決算における保険料額を基に推計。保険料額に介護分は含まない。

(※5) 保険料負担率は、加入者一人当たり平均保険料を加入者一人当たり平均所得で除した額。

(※6) 平成22年度予算における22年6月までの協会けんぽの国庫補助率は、後期高齢者支援金に係る分を除き、13.0%。

(※7) 介護納付金、特定健診・特定保健指導等に対する負担金・補助金は含まれていない。

平成23年12月5日 社会保障審議会医療保険部会  
厚生労働省提出資料